

# 大分市総合計画第2次基本計画 検討委員会 第4回 防災安全部会 議事録

◆ 日 時 令和元年10月31日(木) 13:58~15:10

◆ 場 所 大分市役所 議会棟3階 第5委員会室

◆ 出席者

## 【委員】

工藤 宗治 委員、足立 雅彦 委員、川田 裕三 委員、原 修平 委員、  
足立 みゆき 委員、橋本 敬広 委員、幸 紀人 委員、木下 裕太郎 委員 (計8名)  
[欠席] 小林 祐司 委員、山崎 知真 委員、古賀 健治 委員、花宮 廣務 委員 (計4名)

## 【事務局】

企画課政策監 永野 謙吾、主査 中川 淳、主任 山香 仁 (計3名)

## 【プロジェクトチーム】

消防局総務課 主査 足立 享、消防局警防課 参事補 川上 和宏、  
道路建設課 専門員 矢野 圭、防災危機管理課 主査 長野 圭介、  
市民協働推進課 生活安全推進室 次長 矢田 裕二 (計5名)

## 【オブザーバー】

消防局総務課 主査 秦 陽一郎、主査 鶴田 英臣、主査 安藤 奨悟、  
消防局警防課 主査 堤 裕之、消防局予防課 主査 山崎 敦 (計5名)

## 【傍聴者】

なし

◆ 次 第

1. 大分市総合計画第2次基本計画(素案)について  
各節の検討  
第2章 安全・安心な暮らしの確保  
第1節 消防・救急体制の充実
2. 第2・3回部会会議でいただいたご意見等に対する回答について
3. 中間提言に向けての意見整理について
4. その他

## <第4回 防災安全部会>

事務局

定刻前ですが、皆さまお揃いですので、始めさせていただきます。ただ今から、大分市総合計画第2次基本計画検討委員会 第4回防災安全部会を開催いたします。

まず、開会にあたりまして、本日は小林委員、山崎委員、花宮委員、古賀委員が所用のため欠席とご連絡をいただいておりますので、ご報告申し上げます。

本日は私たち事務局、プロジェクトチームメンバーの他に消防局の職員が来ております。ご質問等の際には課の担当の方から発言させていただくことも有りますので、あらかじめご了承ください。

その他に、本検討委員会の公開につきましてお知らせがあります。本市におきましては、市民の市政に対する理解と関心を高め、開かれた市政を推進するために各種会議の公開を行っています。本検討委員会も広く市民の皆様に見ていただきたいという観点から、会議の公開と傍聴を行って参りたいと考えています。

本日は傍聴者の方はいらっしゃいませんが、録音させていただいて、議事録としてホームページに公開することとしておりますので、ご了解をお願いいたします。

次に、お手元に配布している資料の確認をいたします。まず次第、本日の配席図、資料1として、A3横の事前質問に対する市の考え方、資料2として、大分市総合計画第2次基本計画 中間提言骨子(案)、別紙としまして、A3横の「大分市総合計画」政策・施策総括評価(案)と別紙を抜粋した資料、第3回部会の議事録の6点です。皆さん全てありますでしょうか。

それでは、早速議事に入ります。議事の進行につきましては検討委員会設置要綱第7条第4項により、部会長が行うこととなっておりますので、工藤部会長、よろしくお願いいたします。

部会長

皆さん、改めまして、こんにちは。本日も積極的なご意見を申し上げます。それでは次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

それでは、議事「1. 大分市総合計画第2次基本計画(素案)について、各節の検討」について事務局の説明を求めます。

### 1. 大分市総合計画第2次基本計画(素案)について

事務局

前回と同様、説明及び質疑につきましては、各節ごとに行ってまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

まず、ご報告をさせていただきます。本日配布させていただきましたA3横の「大分市総合計画 政策・施策総括評価(案)」と評価(案)を抜粋した資料をご覧ください。

大分市総合計画に掲げられている政策と施策につきましては、各指標や事業の進捗状況を踏まえて、毎年、評価を行っており、その評価結果のうち、防災安全部会に関係するものを抜粋したものが、こちらの資料になります。

本年度は、総合計画基本計画の最終年度となりますので、平成28年度からの4年間の総括評価を行いました。

表の見方ですが、左のピンクの部分の太字が、施策名で、その隣に事業費、真ん中あたりに各評価指標の達成状況、そして青色の列に本市の内部評価、そして、一番右の列に外部の

有識者などで構成される「外部行政評価委員会」の委員の皆様のご意見案を記載しております。

今後は、こちらの評価結果や委員の意見を、ホームページを通じて公表する予定としております。

現時点における総合計画の評価をどのように行っているか、という参考資料としてご一読いただければと思います。

それでは、各節の具体的な説明に入っていきますが、ここからはプロジェクトチームの担当から説明をさせていただきます。

事務局（PT）

「第3部第2章第1節 消防・救急体制の充実」について、消防局の足立と川上よりご説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

まず、消防局として今回の素案の検討方法についてですが、消防局内にプロジェクトチームを設置し約半年にわたる検討を行い、消防団関係も、消防団の今後の方向性等を定めた「大分市消防団ビジョン」を踏まえた見直しとし、その概要といたしましては、市町村の消防機関である視点、消防の果たすべき理念を前提とした、構成の整理を含めた全体的な見直しとなっております。

次に、素案ご説明の前に、現行計画の進捗報告をいたします。

目標設定の1点目、住宅防火推進事業の防火指導にかかる取組は、目標年度の今年度末に概ね達成することが見込まれ、目標設定の2点目、一般、普通、上級救命講習受講者数も令和2年度には目標値を概ね達成できる見込みであり、一定の成果が挙げられていることをご報告させていただきます。

それでは、素案説明に移ります。新・旧対照表の13ページ、素案の61ページをご覧ください。

まず、動向と課題につきましては、総合計画が本市の最上位計画であることを認識したうえで、本市の消防機関として、消防の理念、任務となる根幹部分を前段に記載しております。

一方で、少子高齢化による将来人口の減少、人口構成の変化、自然災害やテロ、武力攻撃事態などの発生など、消防を取り巻く社会情勢への対応を後段に示すこととした見直しとしております。

次に基本方針を説明いたします。新旧対照表の14ページをご覧ください。

まず、基本方針の前段には、先ほどの説明のとおり、消防の責務が従来どおり市町村にあり、対応し続けることを示すこととし、その文言については、本総合計画の基本構想である6つの基本的な政策を踏まえた「安全を確保」から「安全を確保し安心」という表現に修正いたしました。

さらに、現行計画の「消防力の強化」という表記が、「火災予防」「救急救助体制」など広義な文言のため、「消防体制の充実」と「救急・救助体制の充実」に分けたところがございます。

基本方針の後段には、市町村に置かれた消防機関は災害の規模、多寡に関わらず、災害発生時には人命救助が最優先されるため、新たに「人命救助を最優先」を明記したうえで、消防任務に不可欠である警察、医療機関などの「関係機関と連携強化」を掲げ、熊本地震のような1つの市町村の消防機関では対応できなくなる災害が発生した場合には、大分市消防局

が窓口となり大分市外、大分県外からの消防機関の応援部隊を受け入れていくことが求められるため、「大規模災害時における体制の充実・強化」から、「緊急消防援助等の体制の充実」に改めた記載にしております。

次に、主な取り組みに移ります。新旧対照表15ページをご覧ください。

「火災予防の推進」は、事業対象とその内容との関係性を捉えた項目整理を行いました。

素案1つ目が関係団体連携と防火意識・知識、2つ目が住宅防火と住宅用火災警報器、3つ目が住宅以外の施設とその管理、4つ目が火災・事故発生原因と対策という構成となり、項目数が7項目から4項目に整理をしております。

次に、各項目についてですが、素案1つ目は、現行計画の最初の2つを1つにし、団体との連携を1つとしたもので、防火意識、知識普及には、今後も防火関係団体との連携が不可欠であることから、表記も含め、分かり易いよう見直したものといたします。

素案2つ目は、住宅用火災警報器の交換目安が設置から10年となっており、交換、維持管理を軸とした積極的な広報が引き続き必要であることから、団体との連携も含めて見直しております。

素案3つ目は、現行計画の5つ目、6つ目を1つに整理したもので、予防指導の対象となる施設が、使用目的や規模が異なるものの、火災予防のための「立入検査」「違反処理」「予防指導」が、「査察」の中に含まれる行為そのものであり、「施設の適正管理と防火管理体制の徹底」は、事業者等が行う必要があるため「促進」という文言の見直ししております。

素案4つ目は、現行計画の4つ目、7つ目を1つに整理したもので、「効果的な火災抑止対策」のために、大分市内で過去5年間に発生した火災をより詳細に分析し、放火も含めた発生原因が地域別に確認されたことから、今後は、地域特性にあった広報や防火指導などに取り組み、より効果的な火災抑止対策を推進していくといった形で、見直しにしております。

ここからは、警防課の川上の方から説明させていただきます。

それでは、新旧対照表の15ページのままで、素案62ページをご覧ください。

次に、現行計画の主な取り組み項目の文言である「消防力の強化」については、基本方針でご説明しました通り、「消防体制の充実」という記載に変更しております。

素案1つ目は、消防局、消防団の両方に関するもので、まず、装備には車に備え使う資機材、人が使用する資機材、着装して使用する装備があり、これまでどおり標準的な装備の確実な更新、さらには、近年の全国的な自然災害や社会環境の変化によって複雑化している災害に対応していくために、新たな装備の充実も必要とされますことから、「装備を充実させる」という文言を追加しております。

素案2、3つ目は消防団に注目したもので、総合計画に関する個別計画として、2018年度に消防団員が主体となり、外部の有識者からの意見もいただきながら、7カ年先までという中長期的な指針の「大分市消防団ビジョン」を策定いたしております。「地域に親しまれ、活力のある消防団」という将来像及び達成に向けた2つの目標を掲げているため、その目標を取組項目として記載したものといたします。

素案4つ目は、現行計画の3つ目になりますが、火災、救急、救助などの災害対応は、119番通報時の情報収集から始まり、災害規模に応じた車両、部隊へ即時に指令をかけるシステムや、収集した情報を各車両や隊員に情報提供する消防、救急無線システムなどにより構成された高度な機器があり、安定的な活用、確実な更新が今後も必要であるため、見直し

を行っております。

素案5つ目は、これまで、「常備消防の充実」の中で取り組んでまいりましたが、消防局の大部分を占める人的資源である人材の育成、育成環境の整備が消防局にとって、重要な取組の一つであり、新たに明記しております。

素案6つ目も、これまで、「常備消防の充実」の中で取り組んできたもので、消防庁舎も総合計画の下位の個別計画となる「大分市公共施設等総合管理計画」に基づき、一定水準の計画的な予防保全、改修等により維持することが重要な取組となるため、新たに明記したところであります。

「消防体制の充実」の最後になります素案7つ目ですが、耐震性貯水槽は、消防の任務である火災の活動において、安定した消防水利として必要となるとともに、阪神淡路大震災、過去の災害においても優れた耐震性が実証されておりますので、その重要性から、表記を見直し、消防体制の中での消防水利に位置付けられるため、現行計画の「大規模災害時の体制の充実強化」からの移したものであります。

次に、「救急救助体制の充実」の説明に移ります。

この主な取り組みは、最初の3つに救急関係を明記しており、傷病者が社会復帰までに至る連鎖として必要となる項目を記載したものといたします。

まず、素案1つ目は、超高齢社会を迎え、高齢者の救急搬送人員が増加、また、心疾患や脳血管疾患などの疾病による救急要請も増加しているという背景があります。救命効果の向上には、病院に搬送される前の段階から医師側の視点で容態観察と判断を行い、重症度、緊急度に応じた病院を選定いたします。その医師の指示の下、高度な救急救命処置を確実に実施することが当局の救急隊員に求められておりますことから、このような見直しにしております。

素案2つ目は、傷病者を救命し社会復帰に導くためには、救急隊到着までの間に、「現場に居合わせた人による適切な応急手当」が速やかに行われることが重要であるため、今後は、設置されたAEDや救マーク施設を有効に活用することも含め、「AEDの使用を含めた応急手当の普及啓発」と119番を受ける指令管制員による口頭指導に「積極的に取り組む」必要があることから、文言を見直しております。

素案3つ目ですが、全国的にも超高齢社会が進展していくなかで、「救急需要の」さらなる「増加」が見込まれ、民間の患者等搬送事業者に限らず、病院の救急車との連携が必要であり、さらに、地域別「人口動態」における通報から病院到着までの平均所要時間を考慮した救急車の適正な配置も継続して検討し、国が示した緊急度判定体系に基づいた「救急車の適正な利用の啓発を」引き続き行う必要があることから、文言を見直したものでございます。

救急救助体制の最後の素案4つ目としては、救助出動件数が全国的に増加傾向であり、本市においても2016年以降、増加傾向となっております。救助要請にはさまざまな種別があり、特にガス及び酸欠事故、風水害等自然災害、水難事故などの特殊な事案については、専門的な知識、技術の向上が必要であることから、取組内容が分かるよう見直したものであります。

新旧対照表16ページ、素案では62ページをご覧ください。

この項目名は、素案の基本方針でご説明いたしましたとおり、熊本地震のような災害が発生した場合、消防局の部隊による人命救助を最優先とした活動を行い、同時に、大分市外、

大分県外からの応援部隊を速やかに受け入れることが求められておりますことから、「大規模災害時における体制の充実・強化」を「緊急消防援助等の体制の充実」へ取組項目名を含め、見直したものでございます。

素案1つ目には、応援部隊の受け入れ体制を記載し、2つ目には、他都市への応援出動時に、大分市の消防体制、救急・救助体制の消防力を維持した状態での体制を、記載しているものでございます。

なお、現行計画の耐震性を有する防火水槽の整備、防災関係機関との訓練関係は、これまでの説明のとおり、災害活動のための平素から行うべき取組であるため、防火水槽整備を消防体制の充実へ、関係機関との訓練を救急救助体制の充実へ移した見直しとなっております。

目標設定の説明に移ります。新旧対照表の17ページ、素案の63ページをご覧ください。

「各種団体への防火指導等人数」については、目標年度である今年度に達成見込みであることから、火災予防の基本となる住宅防火に着目した火災発生原因の地域特性結果を踏まえた、新たな指標として、1万世帯当たりの「住宅火災の出火率」を掲げることといたしました。

次に、消防団員は地域消防の要であるものの、全国的に減少し、本市においても年々団員の確保が困難となっておりますことから、現状値以上を目標値として掲げることといたしました。

最後の指標ですが、「各救命講習の受講者数」については、引き続き実施することで目標値を達成でき、今後も応急手当に関する普及啓発活動を継続実施するものの、救急救助体制の充実でご説明のとおり、傷病者を社会復帰に導く過程として、救命講習受講者を含め、「現場に居合わせた人、バイスタンダーと言いますが、居合わせた人による適切な応急手当」が救急隊到着前に実施されることが重要であることから、今後は救命講習受講者を含めたバイスタンダーが実際に適切な応急手当を実施できているかを検証するために、心肺蘇生を実施した割合、応急手当実施率を掲げていくことといたしました。「第3部第2章第1節 消防・救急体制の充実」の説明は以上となります。

事務局

引き続き、事前にいただいております4つのご意見について、市の考え方をご説明いたします。

A3横の右肩の資料1の1ページ目をご覧ください。

項目番号37番の橋本委員から、主な取り組みの「消防体制の充実」について、「地域の実情を考慮した車両や人員の配置を図ります。」というところで、消防団が使用する消防ポンプなどがあるが、車両や人員の他に「資機材」も加えた方が良いのではないかとのご意見をいただいております。本市といたしましては、「地域の実情を考慮した車両や人員の配置を図ります。」の前に明記している「装備を充実」の「装備」には、車に備え使う資機材、人が使う資機材、着装する装備を全て装備としており、消防ポンプについても積載車の装備の扱いとして捉えておりますことから、素案のとおりといたしたいと考えております。

項目番号38番の小林委員から、主な取り組みの「消防体制の充実」について、消防の広域化について触れなくてもよいのか？というご意見については、本年3月に、大分県において策定された「新大分県消防広域化推進計画」の中では、まずは「連携・協力の一つである

消防指令業務の共同運用について、広域化に優先して検討・協議を進めていくこと」とされており、現在、大分県を含め必要な調査、検討を行っているところであり、市町村消防を原則とした消防理念に基づく大分市の消防力充実を第一としたうえで、その方向性が見出されることを見据えた素案といたしたいと考えております。そのうえで、素案への修正については、現在のところは、その方向性が見出されていないことから、素案の「動向と課題」の三段目を以下のとおり、下線部を追加いたします。

「こうしたことから、未然に火災を防ぐと同時に地震や風水害といった自然災害やテロ、武力攻撃事態などへ対応できるよう、大分県や周辺市町との連携を図ることにより、さらなる消防力の充実を図る必要があります。」と修正いたします。

項目番号39番の花宮委員から、主な取り組みの「消防体制の充実」について、消防団と自主防災組織との連携強化を図り、地域の防災力の強化についての検討が必要ではないか。とのご意見をいただいております。市の考え方としましては、消防団が代替性のない地域防災の中核として、地域が行う訓練企画、資機材整備など、防災訓練以外の防災活動に対しても、密着した参画が必要と認識しております。

また、総合計画の個別計画となる「大分市消防団ビジョン」においても、「大分市地域防災計画」などとの整合を図り、消防団が平常時、災害時に行う役割を明記していることから、防災局とともに地域の防災活動指導、支援に積極的に取り組んでまいりたいと考えており、素案の修正の必要はないと考えます。

項目番号40番、花宮委員から、主な取り組みの「消防体制の充実」について、東日本大震災の際、防潮堤の水門操作にあたった多くの消防団員が犠牲になっている。また、近年の記録的な豪雨による中小河川の溢水等で、水防団の水門操作などの出動が増えている。また、火災については、消防団も経験を持っているが、数十年に一度といった洪水に対する経験は乏しく、安全確保についての見直しが必要かと思う。さらなる安全強化への施策の検討が必要ではないか。とのご意見をいただいております。

市の考え方としましては、水門操作における消防団員の安全確保については、平常時に地域特性を把握したうえで、災害対応時には洪水や津波到達前の「退避」を考慮したタイムラインに沿った行動をとり、時機を失することなく情報を伝達するなど、さまざまな手段が必要になります。このようなことから「大分市地域防災計画」に、「消防団員が自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。」と明記されているところであり、素案の修正の必要はないと考えます。説明については、以上です。

部会長

ありがとうございました。それでは、質問や意見等ありましたらお願いします。

委員

「火災予防の推進」の説明の中で、住宅用火災警報器の設置義務から10年が経過したため、以前に聞いていたかもしれませんが、現在の設置状況が分かれば、%で教えていただきたい。

事務局

設置状況の調査につきましては、全国的に消防庁が設置状況を把握するために行っており、大分市も実施しております。直近の調査では、2018年分で、84.26%となっています。

委員 設置率が84%というのは、10年前の設置状況からの数値で変わっていませんか。

事務局 正確な数値かと言われれば、統計上の84%の数値であり、当初はランダムに電話を掛けて、設置しているかどうかの確認をしたところでもあります。全国平均で言うと、81.6%であり、全国平均よりも高くなっていますが、これもすべての家庭を調査したわけではなく、統計上の数値となっております。

委員 設置しているところが交換をしていくということで、設置していないところは設置をしてくださいということと呼び掛けていくということによろしいですか。

事務局 そういった形になります。

委員 10年前から設置をしているお宅でも、設置している警報器が故障しているのか、していないのかが分からないので、故障していることが明らかであれば交換もするが、なかなか動かすものでもないし、電池さえ交換していればある程度は使えるのかなという意識の方もいるのではないかなとは思いますが、そういうところについては、10年前に設置したところについては早急に取り換えてくださいという形の啓発をするということでしょうか。

事務局 早急に取り換えてもらわないと困るという方向性ではないのですが、10年を経過して、今後は維持管理をしっかりしてもらわなければいけない状況になっています。電池が切れてしまっていると、ピーという警報音がならないこともありますし、現地に行ったときに電池切れになっているといった事例も多くありました。ですので、10年経っている場合は、早急に取り換えてくださいということもなかなか難しいところですが、維持管理はしっかりとしていただかなければいけないと考えております。

委員 救急車の適正利用についてですが、以前から適正な利用について啓発しているが、今でも入院するような格好で玄関先で待っているという方はいらっしゃるんですか。

事務局 今でもいます。指令センターで119番を受けると、電話先と指令センターは、双方が見えない状態で会話をするんですが、実際に救急隊が現地に駆け付けると、カバンを持って、入院の準備をして玄関先で立って待っている方も中にはいらっしゃいます。

委員 そういう方には、タクシーで病院に行ってくださいということは言えないのですか。

事務局 現場に着いた救急隊がその方とよくお話しをさせていただいて、その方が納得をしていたら、タクシーなり、ご家族の方の車で病院に向かっている方もいます。

委員 救急の関係に関連するんですが、今回のラグビーワールドカップの関係で、訪日外国人の救急体制にはどういった形の対応をされているのでしょうか。

事務局 現在の119番のシステムでは、6カ国語に対応したシステムを採用しています。ただ、そのシステムに対応している場合に、外国人が英語での会話が通用すると分かったときに、すごいスピードで外国人が話をしてきたという事例がありました。それも含めて、職員の研修が今後必要になってくると考えています。また、救急車については、約20カ国語に対応できるボイストラという機器を活用して、外国人対応をするようにシステムが導入をされています。

委員 この1カ月間でそれが活用されたことはあるのですか。

事務局 救急隊がそのボイストラという機器を使用した実績はございません。

委員 救急体制の充実のところですが、一人暮らしの高齢者が、2年前に頭をけがをして、救急車を要請して、すぐに対応していただき、短時間で到着していただいたが、取扱いもすごく丁寧にいただき大変感謝しているが、実はその後の収容先がなかなか決まらずに、土曜日か、日曜日で収容してくれる病院を探すけども1時間くらい電話を掛けていただいて探していたが、ようやく病院に受け入れができたんですが、救急需要の増加に対応するため、救急車と病院との連携はどのようになっているのですか。この救急車というのは病院の救急車ですか。

事務局 民間の救急搬送する救急車がある事業所がありましてそこも含めた形となります。

委員 救急車と病院、消防局と病院との連携というものが密にできているのかなと感じました。土曜日とか、日曜日とかになるとどうしても医師が対応できないところもあるので、どうなっているのでしょうか。

事務局 ご心配をいただいているとおり、救急隊も現場で非常に困っているところではございません。病院と消防というのは、メディカルコントロール協議会等で非常にうまく連携はとれているものと考えております。しかしながら、実際に、その日に、その傷病者にあったドクターがいるかというところではないこともある。救急隊は救急病院に連絡は取っているが、なかなかその方に合った病院が選定できないこともあります。その中でも大分市は比較的救急病院が非常によくしてもらっているのので、受け入れについては他本部と比べるとスムーズな対応ができているのかとは考えております。

委員 ありがとうございます。

委員 「消防体制の充実」のICTの充実のところ、千葉の今回の災害の事例を見ると、停電により基地局がダウンして、通信状態が困難な状態になったと聞いているが、そういった状況での対応はどうなっていますか。

事務局 以前は発電機を1階に設置していたが、今の指令センターでは、屋上に発電機を設置して

いるため、電源の確保は対応できております。また、各無線の基地局についても発電機を搭載しているため、浸水するような地区に基地局はありませんので、浸水による被害はないかと考えております。

委員 「火災予防の推進」の企業の危険物施設の査察を行ったときに、施設の適正管理と防火管理体制の徹底を促進しますとの記載があるが、行政側として具体的にどのような指導を考えているのか。査察をするだけでなく、もう少し踏み込んで査察をしているということはあるのでしょうか。

事務局 査察の基本は、法令遵守という点が1点。それから、ソフト面で人による防火・防災の体制がどのように確保できているかを確認して、指導させていただいています。

部会長 他に、何かご意見はありませんでしょうか。ないようであれば、時間等もありますので、ここで一度打ち切り、次に移りたいと思います。最後にまとめてご質問等があればよろしくをお願いします。

それでは、議事の「2. 第2・3回部会会議でいただいたご意見等に対する回答について」、事務局の説明を求めます。

#### 2. 第2・3回部会会議でいただいたご意見等に対する回答について

事務局 それでは、第2回、第3回部会会議でいただいたご意見に対する回答について、一括して説明をさせていただきます。

説明につきましては、お配りしております、資料1の2ページ目の事前質問に対する市の考え方をご覧ください。

なお、第2回、第3回でいただいた質問、意見のうち、当日回答した内容のご意見等につきましては、記載しておりませんのでご了承願います。それでは、ここからはプロジェクトチームメンバーが説明をいたします。

事務局（PT） それでは、「第3部第1章第1節 防災・危機管理体制の確立」につきまして、委員からいただいたご意見の中で、第2回の部会では、検討とさせていただいていた事項について説明を行わせていただきます、防災危機管理課の長野と申します。

資料1の「大分市総合計画第2次基本計画検討委員会 部会での意見及びこれに対する市の考え方等」と書かれたA3横の資料をご覧ください。

まず、2ページ目、項目3番の小林委員からご意見をいただいていた「身近な災害リスクの低減」及び「Build Back Better の考え方」についてです。

第5部の都市基盤部会とも協議を行った結果、委員ご指摘の「身近な災害リスクの低減」につきましては、第5部第2章第3節「安全で快適な住宅の整備」において住宅の耐震化の推進や、危険なブロック塀の除去など、具体的な取組の記載があることから、第3部では、これらの具体的な取組についての記載は行いませんが、住民などに対して身近な災害リスクについての周知の必要があると考えたことから、資料に記載のとおり、素案の一部修正、追

記を行っております。

また、「Build Back Better の考え方」につきまして、国の国土強靱化基本計画の記載から引用しますが、災害からの復旧復興の際に、単に元に戻すことのみを目指すのではなく、地域の土地利用や産業構造、社会資本の将来の在り方、地域独自の文化や生活様式等の伝承の視点も加えて、より強靱なまちづくり・地域づくりを目指すという考え方で、第3部だけで収まる内容ではありません。第5部において、土地利用の規制などについての関連する記載がありますが、考え方の全体的な趣旨は大分市総合計画の基本構想等に盛り込む内容であり、今回の総合計画の改定では、基本構想等の改定を行わないことから、まずは来年度以降に見直しを予定している大分市国土強靱化地域計画に「Build Back Better の考え方」について盛り込むことを検討してまいります。

続きまして、資料1の3ページ目、項目4番から7番をご覧ください。

小林委員、花宮委員、古賀委員からご意見をいただいた「防災教育」についてですが、第2部の教育・文化部会と協議を行った結果、素案56ページの主な取り組みの「地域防災力の強化」に新たな取組として「子どもたちが災害発生時において、自ら命を守る行動がとれるよう、防災教育を推進します。」を追加いたします。

資料にも記載をしておりますが、市長部局と教育委員会が連携し、防災教育の推進に取り組んでいくことといたしております。

続きまして、資料1の4ページ目、項目14番をご覧ください。

古賀委員からご意見をいただいた「特定建築物の耐震化」についてですが、関係課と協議を行い、今後もその推進を図る必要があることが確認できたため、目標設定に再掲載することといたしました。

2018年度末の実績は、91.3%となっておりますが、2024年度末の目標値については、第2期大分市耐震改修促進計画における目標値との整合性も含めて、現在検討中であります。

「防災危機管理体制の確立」については、以上であります。

事務局（PT）

それでは、次に、「第3部第2章 安全・安心な暮らしの確保」の第2節「交通安全対策の推進」と第3節「犯罪のないまちづくりの推進」につきまして、委員からいただいた意見の中で、第3回の部会では、検討とさせていただいていた事項について説明を行わせていただきます、市民協働推進課の矢田と申します。

引き続き、資料1の5ページ目、項目31番の足立委員からご意見をいただいていた第2節「交通安全対策の推進」に関する目標設定についてです。

委員ご指摘の目標設定の年間交通事故死傷者数ではなく、死者数と負傷者数に分けるか交通事故発生件数とすることにつきましては、協議を行った結果、第10次交通安全5カ年計画において「年間交通事故死者数を12人以下」「年間交通事故死傷者数を2,500人以下」と示していることから年間交通事故死傷者数のみの指標とせず「年間交通事故死者数を10人以下」とする指標を追加いたします。

なお、年間交通事故死者数10人以下とした根拠につきましては、2015年から2019年9月末現在までの大分市における交通事故死者数が42人であり、4年間の平均が10.5人であるため年間交通事故死者数を10人以下としました。第11次交通安全計画策

定時の目標値につきましても、今指標とあわせるように考えています。

続きまして、項目34番の足立委員からご意見をいただいていた第3節「犯罪のないまちづくりの推進」に関する目標設定についてです。

委員ご指摘の目標設定について「刑法犯認知件数」の1割減は目標として低いのではとのご意見でありました。

協議の結果、2015年から2017年の3カ年の減少率を参考として目標を定めました。今後、さまざまな手口の犯罪に対しても減少率の維持をしていくことから2018年実績の1割減としていましたが、一部変更し2018年実績の1割以上減とさせていただきます。

説明は以上になります。

部会長

ありがとうございました。それでは質問や意見等ありましたらお願いします。

委員

交通安全対策の部分につきましては、意見等はありません。検討をいただきありがとうございました。

部会長

他にございませんか。それでは、前回までのご意見等に対する回答につきましては、事務局による回答でご了解いただけましたでしょうか。

各委員

(了解)

部会長

それでは次に、議事の「3. 防災安全部会からの中間提言に向けての意見整理について」、まず事務局から説明をお願いします。

### 3. 防災安全部会からの中間提言に向けての意見整理について

事務局

前回の第3回部会でもご説明を少しさせていただきましたが、部会での意見をまとめまして、中間提言という形で、11月25日に部会長と副部会長、他の部会の部会長等にもご出席いただきまして、市長への報告をする予定となっております。その際には、各部会での意見を取りまとめたものを報告することとなっております。防災安全部会としましては、資料2としまして、A3横の大分市総合計画第2次基本計画の中間提言骨子の案をお示しさせていただいております。これにつきましては、骨子案ということで本日お示しをし、本日のご議論を含めて若干の修正を加えまして、11月25日の中間提言報告会に臨む形を考えております。また、消防・救急体制の充実の部分については、本日ご議論をいただきましたので、本日いただいたご意見を含めて、次回の第5回部会会議において案をお示しさせていただき、ご意見をいただいたものを合わせた形で報告会に臨みたいと考えております。

このあとについては、最終提言という形を作ります。これにつきましては、課題やそれに対する解決策を記載したものを事務局として皆さまにお示しをして、それをまた最終的には市長に報告していただく形となります。その前段で中間提言ということで、骨子をまとめさせていただきましたので、事務局から説明させていただきます。それでは、資料

2をご覧ください。

本部会においては、大分市総合計画のうち、基本計画各論の防災安全の確保に関する部分について、検討いたしました。

主な意見としまして、全体についてですが、地球温暖化の影響とみられる気象の極端化で、強い勢力を維持したまま襲来する台風や記録的な集中豪雨のリスクが高まっている。2018年は西日本豪雨、近畿圏を直撃した台風21号、2019年は千葉県を中心に大規模停電をもたらした台風15号や、東海から北日本までの広範囲に長時間にわたって強い雨を降らせた台風19号など、毎年のように相次ぐ災害から人命を守るための備えや対策などの再検証が必要である、とのご意見がありました。

次に、高齢者の自主的な運転免許返納を促進しているが、高齢者のご事情等や、大分市の広範な市域環境等も考えると、どうしても返せないという方もいる。その場合、広域的な交通ネットワーク対策や代替交通手段の措置を検討するなど、トータルの施策の展開が必要である、とのご意見をいただきました。

次に、防災力の向上について、防災・危機管理体制の確立の施策ですが、幼少期から始める防災教育の有効性は、東日本大震災における「釜石の奇跡」と呼ばれる中学生の避難行動等にも見られるように明らかであり、小中学生をはじめ、若年層に対しての防災教育という視点は不可欠な要素であることから、教育委員会だけではなく、社会全体として取り組む必要がある、とのご意見をいただきました。

次に、地震、津波、集中豪雨などのさまざまな災害に備えるためには、企業内の防災力向上とともに、企業が立地する地域の行政、住民、企業などのステークホルダーと協働して取り組む必要がある、とのご意見をいただきました。

次に、防災士の活動強化に向けては、これまでも県や市が積極的な育成に取り組んできたことにより、全国的に見てもトップクラスの防災士数を保持しているが、地域の中でしっかりと活動していくために、防災士間や消防団などとの横のつながりを強める必要がある、とご意見をまとめました。

次に、災害時における要配慮者への対応について、ラグビーワールドカップの開催等により、外国人観光客が非常に増えている。今後、さらなる増加が見込まれており、訪日観光客や留学生などに対しての情報伝達、情報発信の対策について検討する必要がある、とまとめました。

最後に、2018年6月の大阪北部地震の際のブロック塀の倒壊により、小学生が亡くなるといった痛ましい事故が起こるなど、建築物はもとより、ブロック塀などの身近な災害リスクの低減は喫緊の課題と考えられる。また、災害時に、倒壊物によって避難路の妨害や復旧作業の障害になるリスクも考えられるため、特定建築物等の耐震化を進めるなど、さらなる対策を講じる必要がある、といたしました。

次に、治山・治水対策の充実についてですが、農村部から都市部への人口流出に起因する過疎化や高齢化などで担い手不足が生じ、森林・農地の荒廃による保水能力の低下が懸念されていることから、上流部の関係市町と連携を図りながら適切な管理を実施し、保水能力を確保していくことが必要である、とまとめました。

次に、浸水する区域については、雨水排水施設の計画的な整備を進める必要がある。また、雨水排水ポンプ場の運用については、市民に広く周知するとともに、有事の際に適切な避難

行動を行えるよう検討していく必要がある、とまとめました。

次に、安心・安全な暮らしの確保について、交通安全対策の推進の施策では、横断歩行者が犠牲となる事故が多発しているため、横断歩道におけるマナーの向上を呼び掛ける必要がある、とし、関係機関・団体と連携を図り、交通ルールの遵守や交通マナー・モラルの向上を呼び掛ける必要がある、とまとめました。

また、高齢運転者による重大事故を防止するため、運転免許の自主返納を促進するとともに、安全運転サポート車の普及促進に努める必要がある、とのご意見をいただいております。

次に、犯罪のないまちづくりの推進では、刑法犯認知件数は減少傾向にあるが、依然窃盗犯が高い割合を占めており、鍵かけ及びツーロックの推進を行い防犯意識の高揚を図る必要がある、とまとめました。また、特殊詐欺被害の防止のため関係機関と連携し啓発を行うとともに、自動通話録音機の普及促進を図る必要がある、としております。

さらに、犯罪のないまちづくりを進めるに当たり、自主防犯パトロールや子どもの見守りパトロールなど関係機関との連携も必要であるが、地域コミュニティの希薄化が叫ばれるなか、実際に居住している市民が参加しやすい防犯活動を行うなど、工夫した取組が必要である、とまとめました。

以上のように、中間提言の骨子の案をまとめております。委員の皆さまから、ご意見といただいたうえで修正し、11月25日の中間提言報告会で部会長より市長にご報告いただく形となります。説明については、以上です。

部会長

ありがとうございました。それでは質問や意見等ありましたらお願いします。

事務局

事務局からですが、本日、中間提言案をお示ししたばかりですので、この場で皆さまからご意見をいただくのは、難しいかと思っておりますので、皆さまからのご意見については、来週の5日の午前中までにメール等で構いませんので、気が付いた点等がございましたら、ご連絡いただければと考えております。

部会長

事務局から、ご提案もありましたので、皆さんに一度持ち帰っていただき、5日までにご意見があれば、事務局に連絡をお願いします。

他にございませんか。

それでは、特にないようですので、今後の修正については、私と事務局とのやり取りで、この中間提言を修正したいと考えておりますが、そのように進めさせていただいてよろしいでしょうか。

各委員

(異議なしの声)

部会長

それでは、議事の「3. 中間提言に向けての意見整理」は以上となります。

最後に、議事の「4. その他」について事務局から何かありますか。

4. その他

事務局

先ほど部会長さんからお話がありましたとおり、本日ご議論いただきました内容を含め、5日までにいただいたご意見を踏まえて、部会長と事務局のほうで中間提言を調整させていただきたいと考えております。

最後に、今後の日程についてご説明いたします。

次回の第5回防災安全部会では、本部会の最終回とし、その中で、本日ご議論いただいた、消防・救急体制の充実の部分と、調整後の中間提言についてご報告をいたします。その際、あわせて、中間提言をベースに作成することとなります「最終提言」の素案も事務局のほうで準備いたしますので、委員の皆様にご覧いただきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくご願ひいたします。

議事4. その他については以上でございます。

部会長

ありがとうございました。それでは質問や意見等ありましたらお願いします。

特になければ、以上を持ちまして議事を終了いたしますので、最後は事務局の方で願ひします。

事務局

工藤部会長ありがとうございました。

次回の第5回会議は、11月7日の木曜日、時間は14時からで、場所は本日と同じ、議会棟3階の第5委員会室で開催いたしますのでご出席のほど、よろしく願ひいたします。

それでは、以上を持ちまして第4回防災安全部会の会議を終了させていただきます。本日は誠にありがとうございました。長時間大変お疲れ様でした。

～ 第4回防災安全部会 終了 ～